

## パブリックコメントの実施結果と対応について

企画部消費生活室

- 1 募集期間 平成26年1月16日～平成26年2月14日
- 2 意見の件数 14件
- 3 意見の概要

番号	意見の概要	回答内容
1	<p>P6《消費者の自立支援》2段目に「消費者団体連絡協議会」と記載されていますが、「長野県消費者団体連絡協議会」のことでしょうか。</p> <p>第2章 長野県における消費生活の現状と課題 2 県における消費者行政の現状 (2) 施策展開の現状 《消費者の自立支援》</p>	<p>ここでの「消費者団体連絡協議会」は一般的な消費者団体を例示したものですが、わかりにくいことから、「消費者の会や消費者団体連絡協議会などの」の文言について削除します。</p>
2	<p>P6《消費者の自立支援》に県の施策の実績が記載されていますが、県が「消費者団体等活動支援事業補助金」により支援している団体等の実績についても記載したらどうでしょうか。</p> <p>第2章 長野県における消費生活の現状と課題 2 県における消費者行政の現状 (2) 施策展開の現状 《消費者の自立支援》</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、P6第2章 長野県における消費生活の現状と課題 2 県における消費者行政の現状 (2) 施策展開の現状 《消費者の自立支援》の下段の、「消費者団体への支援を行っています。」を『消費者団体が実施する消費者への啓発活動等に対する支援を行っています。』と修正しました。</p>
3	<p>P17の地域における消費者団体の活動事例について、消費者団体連絡協議会でも“消費者力向上講座”あるいは“消費者力検定”など消費者啓発の活動として行っています。</p> <p>また、長野県連合婦人会、生協（コープながの）でも消費者の啓発活動を行っていますので、もう少し活動事例として情報収集の範囲を広げたら、偏りがなくなると思います。</p> <p>第2章 長野県における消費生活の現状と課題 地域における消費者団体等の活動事例</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、P17第2章 長野県における消費生活の現状と課題 地域における消費者団体等の活動事例に、長野県消費者団体連絡協議会と生協（コープながの）の活動事例を追加しました。</p> <p>また、本県の高校における消費者教育の取組事例についても併せて記載しました。</p>

番号	意見等	回答内容
4	<p>P22 に食品ロスとか環境に配慮した活動が記載されていますが、この部分に事業者を加えた方がいいと思います。</p> <p>第2章 長野県における消費生活の現状と課題  本県の消費者行政の課題  4 消費生活をめぐる諸課題への対応</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、P22 4 消費生活を巡る諸課題への対応 《食品ロスや食育に対する取組》の「県民、消費者団体及び行政が一体となって」を、『県民、消費者団体、事業者団体及び行政が一体となって』と修正しました。</p>
5	<p>消費生活の現状といった場合、詐欺被害や悪質商法に遭ったというような被害状況が中心となりがちですが、生活レベルを維持するための食品の安全・安心に関する活動や、食品ロスやレジ袋の削減などの環境問題への取り組みも消費生活の現状といえると思いますので、そのような視点からも考えてみてはどうでしょうか。</p> <p>第2章 長野県における消費生活の現状と課題  消費者行政の現状  消費生活相談の現状  消費者教育の状況</p>	<p>ご意見にもありますように、県におきましては食品の安全・安心、食品ロスやレジ袋の削減など、様々な取り組みを皆様との協働のもと、実施しております。</p> <p>これらの問題に対しては、それぞれ個別計画の中で課題を整理し、施策の方針を決定していることから、本基本計画では、P38 第4章施策の展開 消費者教育の充実のため 3 環境教育・食育等への取り組みの中で、具体的な施策のみを記載しています。</p>
6	<p>P26 の「県民の皆様へ」の欄は、「お願いしますとか」「してください」というのではなく、県民の取組として、「～します」というような記載の方法が、協働や自立した消費者というキーワードにマッチしているのではないのでしょうか。</p> <p>第3章 施策の展開  県民意見の反映のために  2 県民意見の施策への反映及び消費者団体との協働</p>	<p>この基本計画は、県と県民の皆様の自発的な参加・協働による推進を基本としていますが、県の責任を明確にするため、県の立場から「お願いします」、「してください」という表現としています。</p>
7	<p>温暖化対策課の家庭の省エネサポートや農政関係のフードマイレージに関する地産地消のことも記載し、P47にも県民が参加しやすいようにより具体的に記載していただきたいと思います。</p> <p>第4章 施策の展開  県民の安全・安心のために  3 持続可能な消費生活</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、P29 第4章 施策の展開 県民の安全・安心のために 3 持続可能な消費生活の「レジ袋削減や食品ロス問題」を『レジ袋削減、食品ロス削減及び省エネなど』に修正しました。</p> <p>また、地産地消の推進については、P28 第4章 施策の展開 県民の安全・安心のために 1 商品・サービスの安全・安心 (1) 食品の安全・安心の確保の具体的な施策の中で、記載しています。</p>

番号	意見等	回答内容
8	<p>P35 の消費者教育推進地域協議会の役割、メンバー構成について教えていただきたい。</p> <p>また、消費者団体とか一般の県民も参加できる組織なのでしょうか。</p> <p>第4章 施策の展開 消費者教育の充実のために 2 消費者教育・学習 (1) 世代等を越えた消費者教育の推進方策の</p>	<p>消費者教育推進地域協議会は、「消費者教育推進に関する法律」第20条において、県、市町村が設置を努めることとされています。</p> <p>この協議会は、消費者、消費者団体、事業者などで組織され、消費生活審議会の委員をもって充てています。</p> <p>また、協議会は公開のため、傍聴が可能となっています。</p>
9	<p>公民館との連携もポイントになっていますが、公民館と県が連携するにしてもおのずと役割分担があります。計画の中では参加・協働という言葉が多く用いられていますが、具体的に明示したほうがよいと思います。</p> <p>第4章 施策の展開 消費者教育の充実のために 2 消費者教育・学習 (3) 地域・食育等における消費者教育の推進</p>	<p>参加・協働の内容については、第4章 施策の展開の具体的な施策のなかでそれぞれ記載しています。</p> <p>公民館との連携について役割が明確でないのご指摘については、ご意見の趣旨を踏まえ、P37 具体的な施策【3-2-9】の下段「また、生涯学習の一環として消費者教育を推進するため、公民館とも連携して推進します」を、『また、市町村と連携し、消費者教育を生涯学習として推進するための場として、公民館を活用できるように検討します』と修正しました。</p>
10	<p>P41 の県民意見の施策への反映及び消費者団体との協働についてですが、昨年開催した行政と消費者団体等との懇談会などは、具体的な連携方法について考えるうえでも、大変有効な機会ではないかと考えているので、計画の中に位置付けるよう検討してください。</p> <p>第4章 施策の展開 県民意見の反映のために 2 県民意見の施策への反映及び消費者団体との協働</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、P41 第4章 施策の展開 県民意見の反映のために 2 県民意見の施策への反映及び消費者団体との協働の具体的な施策【4-2-2】に記載の「懇談会の共催等」を『セミナーや市町村との懇談会を共催する等』と修正しました。</p>

番号	意見等	回答内容
11	<p>4つの重点目標について。  (重点目標1について)  特殊詐欺被害の件数の減少を重点目標していますが、件数だけではなく、被害額も高額になっているので、金融機関と連携したらどうでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔 第4章 施策の展開 重点目標 〕</p> <p>(重点目標2について)  消費生活サポーターは、具体的にどのような人材を登用し、どのような活動を行う計画なのでしょうか。</p> <p>(重点目標3について)  出前講座等の回数を200回に増やすために、具体的にどのように実施していく予定ですか。</p> <p>(重点目標4について)  市町村消費生活センターの人口カバー率70%を達成するため、県が計画している市町村や広域連携に対する財政的・人的な支援策について教えてください。</p>	<p>金融機関との連携した取り組みについては、特殊詐欺防止のためのキャンペーンなど、既に行っているところです。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、P44 重点目標1の説明文中「地域における」を削除し、『市町村、福祉団体及び金融機関等と協働した』の文言を追加しました。</p> <p>消費生活サポーターについては P38 第4章 施策の展開 消費者教育の充実のために (4) 消費者教育を担う人材の育成 の具体的な施策の【3-2-17】で記載していますが、県が開催する研修会の受講者に消費生活情報の啓発活動など地域、職域での消費者教育の向上を担っていただくことにしています。</p> <p>出前講座を増やすための具体的な方法としては、P37 第4章 施策の展開 消費者教育の充実のために (3) 地域・職域等における消費者教育の推進 の具体的な施策で記載のとおり、県民の皆様からの要望に基づく出前講座だけではなく、県からも開催を要請するなど積極的に機会を増やしていくこととしています。</p> <p>引き続き地方消費者行政活性化基金の活用により、消費生活センターの開設や啓発などの際の経費に対する助成を行っています。</p> <p>また、市町村への相談に対する助言や県の長野・松本の消費生活センターに市町村の相談体制の充実強化するための支援員を配置します。</p>

番号	意見等	回答内容
12	<p>計画のいろいろな箇所に、「消費者団体等」という文言が出てきますが、「等」の部分について、消費者問題の専門家というような文言を加えていただきたいと思います。</p>	<p>計画の中に出てくる「消費者団体等」については、当然消費者問題の専門家も含まれていると認識しておりますので、ご了承をお願いします。</p>
13	<p>何をすれば消費者力を身に付けることが分からないので、「消費者力」を段階的に身に付けていくための目標を示していただきたいと思います。</p>	<p>地域の状況に応じた消費者教育から「消費者力」を育むという観点から、この計画には世代毎に習得する目標を示していません。</p> <p>なお、国において、ライフステージごとに学習目標をわかりやすく表示したイメージマップが作成されており、参考になります。</p>
14	<p>P47 ○県民の皆様参加と協働に項目で県の立場から「様々な場の活動にご参加、協働していただくことがますます重要となっています」と記載されていますが、消費者の立場から『様々な場の活動への参加と協働がますます重要となっています』というような表記にしたらどうでしょうか。</p>	<p>ご意見にもありますように、この基本計画は県の立場から記載しているため、県民の皆様に対し「～していただく」と記載していますので、ご了承をお願いします。</p>